

常滑市新学校給食共同調理場整備事業 基本協定書(案)

常滑市新学校給食共同調理場整備事業（以下、「本事業」という。）に関して、常滑市（以下、「市」という。）と以下に定義する構成企業及び協力企業からなる事業者（_____グループをいう。以下、総称して「事業者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下、「本協定」という。）を締結する。「構成企業」とは、市と本事業の実施に関して直接契約を締結する法人で、代表企業である_____（以下、「代表企業」という。）と_____、_____からなる。また、「協力企業」とは、市と直接契約を締結しない法人である。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、事業者を選定事業者に決定したことを確認し、事業者又は事業者が本事業を遂行する目的で組成するコンソーシアム及び特定建設工事共同事業体と市の事業契約（基本契約、常滑市新学校給食共同調理場整備事業設計業務委託契約、常滑市新学校給食共同調理場整備事業工事監理業務委託契約、常滑市新学校給食共同調理場整備事業建設工事請負契約から構成し、以下これらを総称して「事業契約」という。）の締結に向けて、市及び事業者の双方の義務について定めることを目的とする。

（市及び事業者の義務）

第2条 市及び事業者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

（設計関連事業者の組成）【コンソーシアムを組成しない場合、削除】

第3条 事業者は、本協定締結後、令和4年（2022年）__月__日までに、本施設の施設整備業務のうち事前調査等業務、設計業務及びその他事業を実施する上で必要な関連業務（以下、「設計関連業務」という。）を行うコンソーシアム（以下、「設計関連事業者」という。）を組成し、コンソーシアムに係る協定書の写しを市に提出する。

（工事監理事業者の組成）【コンソーシアムを組成しない場合、削除】

第4条 事業者は、本協定締結後、令和4年（2022年）__月__日までに、本施設の施設整備業務のうち工事監理業務を行うコンソーシアム（以下、「工事監理事業者」という。）を組成し、コンソーシアムに係る協定書の写しを市に提出する。

（工事請負事業者の組成）

第5条 事業者は、令和4年（2022年）__月__日までに、本施設の施設整備業務のうち建設工事、調理機器調達・搬入設置業務、備品等調達業務及びその他事業を実施する上で必要な関連業務（以下、「建設工事業務」という。）を行う特定建設工事共同事業体（以下、「工事請負事業者」という。）を組成し、特定建設工事共同事業体に係る協定書の写しを市に提出する。

2 工事請負事業者の代表者は、本施設の建設工事業務を実施する構成企業がなるものとする。

(業務の委託、請負)

第6条 事業者は、設計関連業務を_____に、工事監理業務を_____にそれぞれ行わせるものとする。

2 事業者は、建設工事業務のうち建設工事及びその他事業を実施する上で必要な関連業務を_____に、調理機器調達・搬入設置業務を_____に、備品等調達業務を_____にそれぞれ行わせるものとする。

3 事業者は、開業準備支援業務を_____、_____に行わせるものとする。

(事業契約)

第7条 市及び事業者は、本協定締結後、令和4年(2022年)__月__日を目途に、基本契約に係る仮契約を市と事業者との間で、常滑市新学校給食共同調理場整備事業建設工事請負契約に係る仮契約を市と建設工事業務を担当する構成企業又は工事請負事業者との間で締結せしめるべく最大限努力するものとする。なお、基本契約、常滑市新学校給食共同調理場整備事業建設工事請負契約は、仮契約の締結後、常滑市新学校給食共同調理場整備事業建設工事請負契約に係る常滑市議会の承認をもって何らの手続きをすることなく本契約となるものとする。

2 市及び事業者は、基本契約が本契約として効力を生じた後速やかに、常滑市新学校給食共同調理場整備事業設計業務委託契約に係る契約を市と設計関連業務を実施する構成企業又は設計関連事業者との間、常滑市新学校給食共同調理場整備事業工事監理業務委託契約に係る契約を市と工事監理業務を実施する構成企業又は工事監理事業者との間で締結するものとする。

3 事業契約の締結までに、事業者のいずれかに、実施要項等における参加資格を欠く事態が発生した場合、又は本事業の事業者募集に係る不正行為が判明したときは、事業契約に係る仮契約又は本契約を締結しない。

4 事業契約の締結までに、事業者のいずれかが次の各号の事由に該当するときは、市は事業契約を締結しないことができるものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号、以下、「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)であると認められるとき。

(2) 役員又はその使用人その他の従事者(以下「役員等」という。)が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなつた時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標ぼうゴロその他これらに準ずる者(以下「暴力団構成員等」という。)であると認められるとき。

(3) 暴力団構成員等又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどの行為をしたと

認められるとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 暴力団関係者であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (8) 下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。
- (9) 事業者のいずれかが第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前項に該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

5 事業契約の締結までに、事業者のいずれかが次の各号の事由に該当するときは、市は事業契約を締結しないことができるものとする。

- (1) 事業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条に規定する出訴期間内に当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (2) 事業者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、行政事件訴訟法第14条に規定する出訴期間内に当該納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (3) 事業者が、第1号又は第2号に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 事業者又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

6 市は、本事業に係る実施要項等に添付の各事業契約（案）（以下「事業契約（案）」という。）の文言に関し、事業者の求めに応じ、趣旨を明確にするものとする。

7 市及び事業者は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

8 市は、第3項から第5項のいずれかの事由が生じた場合、事業者に対し、【事業契約の契約金額の10分の1に消費税・地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額】を違約

金として請求することができるものとする。事業者は、かかる違約金の支払義務を連帶して負担するものとする。

9 前項の場合を除き、市は、事業者の責めに帰すべき事由により令和4年（2022年）__月__日までに事業契約のうち基本契約及び常滑市新学校給食共同調理場整備事業建設工事請負契約の仮契約の締結に至らなかった場合、事業者に対し、【事業契約の契約金額の10分の1に消費税・地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額】の違約金を請求することができるものとする。事業者は、かかる違約金の支払義務を連帶して負担するものとする。

（準備行為）

第8条 事業契約締結前であっても、事業者は、自己の責任と費用において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打ち合わせを含む。）を行うことができるものとする。

2 事業者は、事業契約締結後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を設計関連事業者、工事監理事業者及び工事請負事業者に引き継ぐものとする。

（事業契約締結不調の場合における処理）

第9条 事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第7条第8項及び第9項に規定する違約金を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（秘密保持）

第10条 市及び事業者は、本協定又は本事業に関して相手方から開示を受けた情報のうち開示不可と意思表示があったものに対して、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。

2 次の情報は、前項の開示不可に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報
- (4) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (5) 市が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
- (6) 市が市議会の請求に基づき開示する情報

3 市及び事業者は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合など、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

（個人情報保護）

第11条 事業者は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、市が貸与するデータ及び

帳票、資料等に記載された個人情報並びに当該情報から事業者が作成した個人情報（以下、これらを「個人情報」と総称する。）を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び常滑市個人情報保護条例（平成 17 年 6 月 28 日条例第 23 号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払わなければならない。

- 2 事業者は、個人情報を、本事業の遂行以外の目的で使用してはならない。
- 3 事業者は、個人情報の管理に関して漏洩その他の事故が生じた場合には、市に対し、速やかに報告する。
- 4 前 3 項に定める他、事業者は、個人情報の保護に関する事項について、市の指示に従わなければならぬ。

（準拠法及び管轄裁判所）

第 12 条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に係る訴訟については、名古屋地方裁判所をもって合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本協定を2通作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年（2022年）__月__日

(市) 【住 所】 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5

【氏 名】 常滑市長 印

(事業者) 構成企業（代表企業）

【住 所】

【企業名】

【役 職】

【住 所】 印

構成企業

【住 所】

【企業名】

【役 職】

【氏 名】 印

構成企業

【住 所】

【企業名】

【役 職】

【氏 名】 印

協力企業

【住 所】

【企業名】

【役 職】

【氏 名】 印